

平成 2 9 年

## 上尾市議会 6 月定例会議案

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

## 議 案 名

議案第 28 号	平成 29 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
議案第 29 号	平成 29 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………別冊	
議案第 30 号	上尾市個人情報保護条例及び上尾市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 31 号	上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 32 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 33 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	8
議案第 34 号	専決処分の承認を求めることについて……………	9
議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて……………	21
議案第 36 号	桶川市の公の施設を上尾市の住民の利用に供させることに関する協議について……………	23
議案第 37 号	監査委員の選任について……………	24
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	25
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	26

## 議案第30号

上尾市個人情報保護条例及び上尾市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市個人情報保護条例及び上尾市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月2日提出

上尾市長 島村 穰

上尾市個人情報保護条例及び上尾市情報公開条例の一部を改正する条例

(上尾市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 上尾市個人情報保護条例(平成11年上尾市条例第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第37条」に、「第39条―第42条」を「第38条―第41条」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第22条第1項第2号及び第40条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(9) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(10) 事業者 法人その他の団体（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（第6条第3項第7号において単に「独立行政法人等」という。）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（第6条第3項第7号において単に「地方独立行政法人」という。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

第6条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。）については、次に掲げる場合を除き、収集してはならない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 法令等の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。

(6) 実施機関が、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、利用目的を達成するために特に必要があると認めるとき。

第6条第3項第7号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国の機関、他の地方公共団体、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人」に改める。

第22条第1項第1号中「、図画、写真又はフィルム」を「又は図画」に改め、同項第2号中「磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

第23条第2項第1号ア中「第6条第1項から第3項まで」を「第6条各項」に改める。

第36条を削り、第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第5章中第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

第41条中「、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物」を「又は電磁的記録」に改め、同条を第40条とし、第4

2 条を第 4 1 条とする。

(上尾市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 上尾市情報公開条例（平成 1 1 年上尾市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物」を「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第 7 条第 2 号及び第 1 6 条第 2 号において同じ。）」に改め、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

第 7 条第 2 号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）」を加え、同条第 4 号中「国又は他の地方公共団体」を「国の機関、他の地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人」に改める。

第 1 6 条第 1 号中「、図画及び写真」を「又は図画」に改め、同条第 2 号中「フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物」を「電磁的記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義を明確にするとともに、個人情報の収集の制限に関する規定を整備したいので、この案を提出する。

## 議案第 31 号

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある  
ので、この案を提出する。

## 議案第 32 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「433 円」を「1 人につき 217 円」に改め、「から第 5 号までのいずれか」を削り、「217 円（学校医等に第 1 号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 367 円）」を「334 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「10 万 4,950 円」を「10 万 5,130 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 7,030 円」を「5 万 7,110 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2,480 円」を「5 万 2,570 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8,520 円」を「2 万 8,560 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,083 円」を「6,130 円」に、「7,845 円」を「7,893 円」に、「9,490 円」を「9,520 円」に、「10,743 円」を「10,763 円」に、「11,608 円」を「11,620 円」に、「12,350 円」を「12,363 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,133 円」を「5,170 円」に、「6,110 円」を「6,148 円」に、「6,815 円」を「6,838 円」に、「7,980 円」を「7,995 円」に、「8,878 円」を「8,888 円」に、「9,340 円」を「9,350 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3項（次項又は附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同月1日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち1人については367円）」とする。
- 4 施行日から平成30年3月31日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち1人については334円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち1人については300円）」とする。



- 5 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

#### 提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額、介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定等したいので、この案を提出する。

## 議案第 33 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり市有水路における転落事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

### 1 相手方 甲（被害者）

市内在住の女性

乙（甲の保険者で当該事故に関し保険給付を行ったもの）

所在地 さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 6 番 5 号

名 称 埼玉県後期高齢者医療広域連合

### 2 和解の要旨

上記相手方甲が平成 27 年 8 月 23 日午後 5 時ごろ上尾市大字地頭方 309 番 2 の市有水路に転落した事故に関し、その損害賠償金として、甲に対し 330 万 9,744 円を、乙に対し 244 万 9,052 円を支払う。

## 提案理由

市有水路における転落事故の損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、この案を提出する。

## 議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

## 提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

## 専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

上尾市長 島 村 穰

### 記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第32条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の2第1項中「第32条第4項の申告書」を「第32条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加

える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「<sup>あん</sup>按分」を「按分」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第6項中「平成29年3月31日まで」を「平成31年3月31日まで」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「平成26年4月1日から平成29年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第19項中「平成29年3月31日まで」を「平成31年3月31日まで」に改め、同項を同条第18項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項

の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第9項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第11項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番



号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31

日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車  
が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に  
該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第  
30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において  
同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83  
条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限  
）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大  
臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に  
当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手  
段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土  
交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものである  
ときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当  
該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関  
する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同  
項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算  
した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用につい  
ては、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項  
の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者に  
ついての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の12の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改  
め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項  
に次の各号を加える。

- (1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書

がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下の条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して

課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを上尾市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし

て、軽自動車税に関する規定（上尾市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

## 議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

## 提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

## 専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成29年3月31日

上尾市長 島 村 穰

### 記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第36号

桶川市の公の施設を上尾市の住民の利用に供させることに関する協議  
について

下記のとおり桶川市の公の施設を上尾市の住民の利用に供させることに関する協議について、議決を求める。

平成29年6月2日提出

上尾市長 島 村 穰

### 記

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 利用に供させる<br>公の施設の名称 | 桶川市公共下水道                                |
| 2 区域外流入対象区域          | 上尾市大字上地内                                |
| 3 区域外流入対象面積          | 約0.9ヘクタール                               |
| 4 利用の方法              | 上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例<br>第18号）の定めるところによる。 |
| 5 経費の負担              | 上尾市の負担とする。                              |

### 提案理由

桶川市公共下水道を上尾市の住民の利用に供させることについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出する。

議案第 37 号

監査委員の選任について

上尾市監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

矢 部 勝 巳

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

監査委員須田清氏が平成 29 年 6 月 30 日をもって退職するため、後任として矢部勝巳氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を  
求める。

平成29年6月2日提出

上尾市長 島村 穰  
記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

松尾四郎

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員松尾四郎氏の任期は、平成29年9月30日で満了となる  
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委  
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を  
求める。

平成29年6月2日提出

上尾市長 島村 穰  
記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

和 氣 昭 祐

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員和氣昭祐氏の任期は、平成29年9月30日で満了となる  
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委  
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

